

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 手稲山口複合商業施設

所在地 札幌市手稲区手稲山口 4 9 1 - 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、代表者の氏名及び住所

名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号

代表者 代表取締役 鈴木 誠

名称 株式会社中山組

住所 滝川市明神町 4 丁目 1 番 1 7 号

代表者 代表取締役社長 中山 茂

(3) 変更しようとする事項

来店者が駐輪場を利用することのできる時間帯

(変更前) 午前 7 時 30 分から午後 11 時 10 分まで（一部午後 8 時 30 分まで）

(変更後) 午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで（一部午前 7 時 30 分から午後 10 時まで、一部 24 時間）

(4) 変更する年月日

令和 5 年 3 月 17 日

(5) 変更する理由

フィットネスジム出店のため

2 届出年月日 令和 5 年 3 月 9 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 令和 5 年 3 月 22 日～令和 5 年 7 月 24 日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和 5 年 7 月 24 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。